

新型コロナウイルス感染症に対する対応について

新型コロナウイルスで罹患された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

当組合（福島県火災共済協同組合）では、このたびの新型コロナウイルスの感染拡大を受け、組合員の皆様、代理所、職員の健康と人命保護を最優先にすることが、継続的なサービスを提供できるものと考え、以下の対策を実施しております。

組合員並びに関係者の皆さまにはご迷惑とご不便をおかけしますが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

(1) 職場・事務所における職員等の感染防止

① 出勤・通勤

- ・出勤前の検温（発熱の場合は、休暇取得）
- ・交通機関混雑時の感染を回避するための時差出勤の推進。

② 手洗い・咳エチケット等の励行

- ・入室時、休憩後を含め手指消毒。
- ・業務中のマスク着用。
- ・間近での会話、発生の抑制。

③ 清掃・消毒

- ・事務所内の清掃、消毒。
- ・定期的な換気。

④ 出張・会議・対面

- ・出張、契約募集、損害調査業務は、電話、郵送、メール等で済ませられるものは、極力回数を減らす。
- ・組合内会議は、マスク着用及び距離を取って少人数、短時間で行う。
- ・テレビ会議システムによる非対面方式での会議・研修等の推進。
- ・組合外会議については、必要性を検討した上で、マスク着用で参加する。

(2) 感染者、濃厚接触者が発生した際の対応

① 職員の感染が確認された場合

4 事務所の所在を所管する保健所に報告し、指示を仰ぐ。

（福島市、会津若松市、白河市、いわき市）

② 各入居ビルの管理者へ報告し、ビル内での感染拡大防止に協力する。

③ 濃厚接触者と見込まれる職員は、自宅待機させ必要に応じPCR検査を受検させる。

④ 感染者個人に対する非難等がないよう、プライバシーの保護に努める。

以上